

高松小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月 25 日策定・平成 28 年 3 月 25 日改訂

(令和 4 年 4 月 1 日見直し)

はじめに

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号) 第 12 条に基づき、本校におけるいじめ問題等に対する基本的な方針及び対策等を定める。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義 (いじめ防止対策推進法第 2 条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) 基本認識 (教師)

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりを進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめを解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら観察を続ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (一次防止)

(1) 楽しく安心して学べる学級・学校づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に次のような認識をもたせることを徹底する。(児童)

- ① いじめは人間として絶対に許されないこと。
- ② いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許されないこと。
- ③ いじめを大人に伝えることは正しい行為であること。

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級や学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 思いやりの心と社会性を育てる指導

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他者の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や動物等との触れ合いや地域学習等の体験活動の充実に努める。
- ・児童会活動を中心とした「心を交わし合うあいさつ運動」の充実に努める。(年間活動)

- ・相手を思いやる言葉遣いを励行 (くん・さん付け、ほかほか言葉の推奨) する。
- ・「にこにこちょボラデー」を中心にした日常のちょボラ活動を推進する。

(3) 心を育てる読書活動と道徳教育の充実

- ・学年推薦図書の設定 (低学年 20 冊、中・高学年 10 冊) とその読破を目指す。
- ・児童と教師と一緒に朝読書 (月・水・木・金曜日 8:15~8:25) の徹底に努める。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にす心・他を思いやる心・規範意識等が育つ道徳教育を充実させる。

3 いじめの早期発見・早期対応の具体

(1) アンケート調査等の実施を含めた確かな情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、いじめアンケートの実施とそれに基づいた教育相談等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・市教委のいじめ調査及び校内のいじめアンケート等を全教職員の共通理解の上で実施し、「校内いじめ防止対策委員会」で学校の状況を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や生徒指導研究会 (児童理解交流会)、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料を活用したり、いわて「いじめ」問題対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事案が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題の様態が正しく把握され誤解が生じないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、県福祉総合相談センター、民生児童委員、主任児童委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

R4 高松小学校いじめ防止基本方針概略図

1. 【いじめ未然防止（一次防止）】

【基本認識】（教師）

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

【基本認識】（児童）

- ① いじめは絶対許されない。
- ② 共感・傍観はいじめと同様
- ③ 大人に伝えることは正しい行為

【楽しく安心な学校】

- ・達成感のある授業の展開
- ・望ましい人間関係づくり
- ・自己存在感を高める活動
- ・よさを認めあう学級作り
- ・差別を許さない学級

【思いやり・社会性の育成】

- ・他者理解を進める指導
- ・心を交わしあう挨拶
- ・ほかほか言葉の推奨
- ・異年齢集団交流活動
- ・ちょボラの日常化

【心を育てる活動】

- ・学級活動
- ・読書活動の充実
- ・朝読書の徹底
- ・命を大切にす心や他を思いやる心を育てる道徳教育

【早期発見・早期対応の具体】

1. アンケート調査等の実施と共有
児童へは年2回のアンケート
→いじめ有と訴えた児童との面談
→いじめ防止委員会で対策検討
保護者へは年1回のアンケート
→結果を校報等で報告
2. 教育相談の充実
傾聴・受容に徹する
児童の変化の見取り、
情報共有、組織での対応
3. 教職員の研修の充実
いわて『いじめ』問題対応マニュアルを基にして研修
4. 保護者関係機関との連携
保護者への報告義務を果たし、丁寧な対応に努める

日常の児童観察が最も大切

【いじめ未然防止・早期発見・早期対応年間計画】

月	取組内容	各種アンケート等
4月	・職員会議で共通理解を図る。「方針」、前年度のいじめの実態と対応、「ほかほか言葉」の推奨 ・児童会「いじめゼロ宣言（学級）」	「方針」の確認 生徒指導記録の確認 心と体の健康観察個人票
5月	・GW後の生活習慣の見直しと改善 ・学習や生活の悩みの早期発見、解消を図る。	
6月	・生徒指導研究会・児童向け情報メール学習、保護者対象情報メール講演会 ・「いじめアンケート（児童）・情報機器（スマホ）アンケート」と教育相談	いじめアンケート
7月	・いじめアンケートの結果の集約 ・自己肯定感をもち、友達との適切な関わりを奨励	
8月	・職員研修会 ・校内「いじめ防止対策委員会」の実施（1学期評価）	いじめアンケート集計結果報告 教育相談研修会
9月	・夏休み後の生活習慣の見直しと改善	心と体の健康観察
10月	・早期発見 ・研修会（自殺予防・性的マイノリティ）	
11月	・市「いじめアンケート（児童・保護者）」と教育相談を実施する。 ・児童会いじめゼロ運動	市いじめアンケート
12月	・問題行動等を整理 ・学校生活に関するアンケート	
1月	・校内「いじめ防止対策委員会」の実施（2学期評価）	いじめアンケート集計結果報告 学校評価（内部評価）
2月	・学校だよりによるアンケートの報告 ・学校関係者評価委員会	
3月	・問題行動等を整理し、次年度へ確実に引き継ぐ。 ・学校いじめ防止基本方針の見直し	生徒指導記録の記入

【いじめ防止対策委員会メンバー】

校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・該当担任・学年主任・養護教諭等

- ・被害児童の保護の検討と指示
- ・情報集のための分担の決定・指示
- ・情報の分析と対応策の決定と指示
- ・保護者との連絡の事項の検討と指示
- ・関係機関等の連絡調整

【いじめ発見時の対応の基本】

- ・いじめられた児童・いじめを報告してくれた児童を守る。
- ・事実確認と情報の共有（メモ必須）

【把握すべき情報（例）】

- ・誰が誰をいじているか？
（加害者と被害者の確認）
- ・いつ、どこで起こったのか？
（時間と場所の確認）
- ・どんな内容のいじめか？被害は？
（内容）
- ・いじめのきっかけは何か？
（背景と要因）
- ・いつ頃から、どのくらい続いているか？
（期間）

【被害児童と加害児童への指導】

- ・被害児童を保護し心配や不安を取り除く
- ・加害児童へは、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分行う中で、いじめは決して許されないという人権意識をもたせる

2. 【いじめ問題発生時の対応（二次防止）】

いじめの予兆の発見・情報入手・訴え

概要を管理職・生徒指導主事に報告し、被害者の保護に全力を尽くす

いじめ防止対策委員会の開催

即刻開催を基本とする。授業中でも開催する。補教担当を決めて自習を避ける。

概要の把握・被害者の保護・聞き取り分担

被害者・加害者ともに複数で聞き取る。推測を交えず事実確認に徹する。

事実関係の調査・関係機関への連絡

被害・加害の保護者への報告
市教委等関係機関への報告

いじめ防止対策委員会の開催（複数回） 解決に向けての方針決定

経過の見守りと継続的支援

【重大事態とは】

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神疾患を発症した場合
- ⑤相当期間学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥被害児童生徒が重大事態だと訴えた場合

※不登校状態に陥った場合は、児童の心理状態に配慮しながらも、学習の保障を行うことが肝心である

【いじめ問題対策委員メンバー】

校内—いじめ防止対策委員
校外—PTA会長・SC・学校医代表・SGL・民生児童委員・主任児童委員の代表・教育委員会派遣委員

【対応の基本】

- ・心身の反応に対する心理教育を行い、安全な環境、周囲のサポートの提供。
- ・被害児童との関係修復。
- ・再発防止策を再構築
- ・継続的ケア・安全安心な学級づくり→1次防止策の強化

3. 【重大事態発生時の対応】

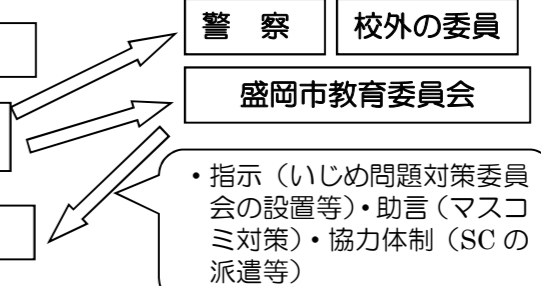
重大事態の発見・情報入手・訴え

いじめ防止対策委員会の開催 概要の把握・諸関係機関への連絡調整

いじめ問題対策委員会を設置

被害児童・保護者等に対する 調査方針等の説明

調査方針に基づく調査



市教委・被害保護者への報告・説明